

1 目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）に基づき、委託者が委託する廃棄物を適正に処理するため実施するものである。

2 業務場所

前橋市日吉町二丁目17番地10
前橋市総合福祉会館

3 委託内容

(1) 一般的事項

ア 本業務は、この仕様書に基づき実施するものとする。

イ 廃棄物の引渡しは、あらかじめ委託者が7月又は8月、11月及び3月中の指定する日に、産業廃棄物収集運搬業者が受託者の事業場に搬入するものとする。

(2) 業務内容

廃棄物の中間処理並びに法に規定する書面の送付及び報告

4 廃棄物及び重量

廃棄物は、前橋市総合福祉会館に設置されているグリストラップから排出される法第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物であって、次に掲げるもの及び重量とする。

- ・種類 汚泥
- ・予定重量 600kg

5 処理方法

法の規定による。

なお、本業務により生じた中間処理産業廃棄物があるときは、受託者の責任において適正に処理すること。

6 書面の送付

受託者は、法第12条の3第4項前段に規定する管理票交付者に送付しなければならないとする管理票の写し（通称D票）を、委託者の指定する日までに送付しなければならない。

7 報告

受託者は、業務が完了したときは、速やかに、委託者の指定する様式による業務完了報告書を提出しなければならない。

8 その他

- (1) 本仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、協議して定めるものとする。
- (2) 本業務に係る資料の提出を委託者が要求した場合は、受託者は速やかに応じなければならない。ただし、受託者の機密に関する事項に当たる場合は、この限りでない。